

○田野畑村寡婦医療費給付要綱

(平成 10 年 3 月 20 日告示第 8 号)

改正 平成 27 年 4 月 1 日告示第 10 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、寡婦に対しての医療費の一部を給付することにより、寡婦に健康の保持を図り、もって福祉の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法(対象 11 年法律第 70 号)
- (2) 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)
- (3) 私立学校教職員共済組合法(昭和 28 年法律第 245 号)
- (4) 国家公務員等共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- (5) 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- (6) 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

2 この要綱において「被保険者等」とは、医療保険各法の規定による被保険者、組合員及び被扶養者をいう。

(給付対象者)

第 3 条 この要綱において医療費の給付を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、田野畑村に住所を有し、医療保険各法に規定する被保険者、組合員又は被扶養者であって、次のいずれかに該当し、対象者が村民税非課税かつ対象者の属する世帯が村民税非課税又は村民税均等割のみの課税世帯である者。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和 39 年法律第 129 号以下「法」という。)第 5 条第 3 項に規定する配偶者のない女子であって、69 歳までの者。
- (2) その扶養する児童が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日以後法第 5 条第 1 項に規定する配偶者のない女子になった者であって 69 歳までの者。

(給付の額)

第 4 条 この要綱により給付する額は、対象者にかかる医療費について医療保険各法その他医療に関する法令等の規定により対象者が負担すべき額(国または地方公共団体の負担により給付される額を除く。)に相当する額の 2 分の 1 とする。ただし、医療保険各法の規定により同一の世帯について一部負担金等を合算することにより高額療養費が算定される場合においては、対象者が負担すべき額は、当該合算した額から高額療養費を控除した額を一部負担金等に応じて按分することにより算定した額の 2 分の 1 とする。

2 入院に伴う給付の額にあつては、前項の規定により算定された額から当該入院時食事療養費標準負担額相当額を控除した額とする。

(受給者証の交付申請)

第5条 この要綱による医療費の給付を受けようとする者は、村長に対して寡婦医療費受給者証交付申請書(様式第1号。以下「受給者証交付申請書」という。)により、交付の申請をしなければならない。

(受給者証の交付等)

第6条 村長は、第5条の規定により交付の申請があったときは、適否について審査を行い、医療費の給付を受ける資格があると認めたときは、寡婦医療費受給者証交付台帳(様式第2号)に記載し、当該申請者に対し、寡婦医療費受給者証(様式第3号。以下「受給者証」という。)を交付し、又は給付を受ける資格がないと認めた者については、寡婦医療費受給者証交付申請却下通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

2 受給者証の有効期限が満了したとき、又は受給資格を失ったときは、対象者は、受給者証を速やかに村長に返還しなければならない。

(受給者証の更新)

第7条 第6条の規定により交付を受けた受給者証は、毎年8月1日に更新するものとし、更新申請は、受給者交付申請により毎年6月1日から6月30日の間に行わなければならない。

(給付の期間)

第8条 この要綱による医療費の給付は、別表1のとおりとする。

(給付の申請の方法)

第9条 第4条の規定による寡婦医療費の申請は、寡婦医療費申請書(様式第5号)に医療費の一部負担金の領収書を添えて申請するものとする。

(給付決定及び通知)

第10条 村長は、第9条の規定により給付の申請があったときは、その申請の内容を審査し、適当と認めた者については寡婦医療費給付決定通知書(様式第6号)により通知し、又は不相当と認めた者については寡婦医療費給付却下通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(届出の義務)

第11条 この要綱による受給者等は、氏名、住所及び次に定める事項について変更があったときは、速やかにその旨を村長に届で出なければならない。

(1) 被保険者名又は組合員名

(2) 保険者名又は組合名

(3) 保健種別

(4) 記号・番号

(5) 付加給付の内容

(6) 受給資格の該当要件

2 前項各号に掲げる事項に係る届け出は、寡婦医療費受給者資格変更届(様式第8号)及び寡婦医療費受給資格喪失届(様式第9号)により行うものとする。

3 給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届け出は、第三者行為傷病届(様式第10号)により行うものとする。

(受給者証の再交付)

第12条 対象者は、受給者証を破損又は亡失したときは、村長に対して寡婦医療費受給者証交付申請書(様式第11号)により再交付の申請を行うものとする。

(損害賠償金との調整)

第13条 村長は、医療費の給付事由が第三者の行為によって生じた場合であつて、対象者がその疾病又は負傷について損害賠償を受けたときは、損害賠償の額の限度において医療費を給付しない。この場合において、すでに給付した医療費の額に相当する金額を寡婦医療費返還通知書(様式第12号。以下「返還通知書」という。)により変換を命ずることができる。

(医療費の変換)

第14条 村長は、偽りその他不正の手段により医療費助成事業の給付を受けた者があるときは、すでに給付した医療費の額に相当する金額を返還通知書により返還を命ずることができる。

(医療費給付台帳)

第15条 村長は、寡婦医療費給付台帳(様式第13号)を備え、医療費の給付に関して必要な事項を記録しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成27年4月1日告示第10号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1

給付の期間について

・給付の始期

給付開始事由	給付開始の日について
寡婦等になった	第3条に規定する日の翌月の初日とし、初日であるときは、その日の属する月の初日
転入	転入した日
被保険者等の資格取得	他制度(生活保護等)が停止又は廃止された日

・ 給付の終期

給付停止事由	給付停止の日について
69歳到達	月の初日でない日において70歳に達するときは、その日の属する月の末日とし、初日であるときは、その日の属する月の前月末日
転出	転出した日の翌月(転出した日に他市町村に転入したときは転出した日)
寡婦等でなくなった	その状態になった日の前日
死亡	死亡した日
被保険者等の資格喪失	他制度(生活保護等)が開始された日の前日

※注1 申請日が給付開始の日の属する月より後の場合は、申請を受理した月の初日からとする。

※注2 次の理由により、申請できなかった場合において、次の理由がやんだ後、7日以内に申請を受理したときは、上記の規定にかかわらず、受給者証交付申請をすることができなくなった日を、申請日とする。

- (1) 住所を変更した場合。
- (2) その他村長が認めたやむを得ない理由。

※注3 申請の受理日は、申請時の提出書類が全て整い申請した日とする。

様式第1号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第6条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第9条関係)

[別紙参照]

様式第6号(第10条関係)

[別紙参照]

様式第 7 号(第 10 条関係)

[別紙参照]

様式第 8 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

様式第 10 号(第 11 条関係)

[別紙参照]

様式第 11 号(第 12 条関係)

[別紙参照]

様式第 12 号(第 13 条関係)

[別紙参照]

様式第 13 号(第 15 条関係)

[別紙参照]